

教育委員会会議録

平成25年11月8日(金) 午後1時30分 開会

午後2時27分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

豊島半七委員長、岩月慎自委員、佐藤元英委員、松本真理子委員、野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

小椋雅教育次長、岡田信管理部長、笹尾幸夫学習教育部長、杉浦章司生涯学習監

杉浦慶一郎総合教育センター所長、溝口正己総務課長、永井勇一財務施設課長

八木亨教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長

竹下裕隆高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、黒谷厚志特別支援教育課長

長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長、鈴木裕教育企画室長

稲垣直樹総務課主幹、鹿取健司財務施設課主幹、安藤昌弘教職員課主幹

野村均高等学校教育課主幹、吉田伸一特別支援教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 議席の指定

委員長及び委員長職務代理者の異動並びに松本委員の就任に伴い、愛知県教育委員会会議規則第七条の規定により、豊島委員長が各委員の議席を指定した。

5 前回会議録の承認

豊島委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

6 委員長報告

なし

7 教育長報告

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項1 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件について

八木教職員課長が、行政文書不開示決定処分取消請求等控訴事件に係る判決言渡について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

8 議題及び議事の概要

豊島委員長が各委員に諮り、協議題1 愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について及び協議題2 訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

第14号議案 平成26年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

永井財務施設課長が、平成26年度愛知県立高等学校生徒募集計画を策定するため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

非常に倍率の高くなる学校、定員割れを起すような学校、さまざまな状況がある。一つの学校で毎年、募集学級数が増えたり減ったりすることはないものと思っているが、全体的な学級数の増減の状況について説明してほしい。

(永井財務施設課長)

生徒数は平成26年度がピークとなり平成33年度まで下がっていく状況である。平成24年度から平成26年度までの3年間は生徒数が非常に多くなり、従来6～8学級の募集であった学校にあっても、9学級あるいは10学級という募集を行わなければならない状況である。この数年で増やした学級数については、今後、生徒数の減少に合わせて減らしていくこととなる。

原則として、それぞれの地区の生徒数の増減に合わせて各学校の募集学級数を定めることとなるが、志願者数の多い学校や定員割れを起すような学校と状況は様々であり、急増期には、結果として志願者を確保できる学校において学級数を増やすこともある。また、適正な学校運営を確保するために、受け入れられる教室数にも限りがあるため、それらの要素を総合的に勘案して募集計画を定めている。

(豊島委員長)

個々の学校の志望状況を詳細に精査すれば、計画進学率と実際の進学率とのギャップが少なくなるのではないかと思うがどうか。

(永井財務施設課長)

原則として、それぞれの地域の生徒をその地域で受け入れたいと考えている。志願者の多い学校において、たくさんの生徒を受け入れれば、進学率が上がることも考えられるが、適正な学校運営を確保するため、望ましい学級数を大きく超える募集は困難である。

ただ、現在においても、志願状況を踏まえた募集は行っている。

(野村教育長)

計画進学率と実際の進学率には3%程度の差が生じている。県立学校における欠員は比較的少ない状況であるが、私立学校においてはかなり多くの欠

員が生じている。私立学校と共に、計画進学率の設定を含めて、どのような受入れをしていくべきかを十分に協議して定めていく必要がある。

(豊島委員長)

東三河での約70人の生徒減及び西三河での約520数の生徒増により、三河部全体で453人の増とのことであったが、尾張部においては名古屋市及びその他の地域において増減があるのか。

(永井財務施設課長)

尾張部においても生徒数が減少している地域は一部あるが、特筆すべき大幅な減ではない。

第15号議案 平成26年度愛知県立高等学校入学者募集について

竹下高等学校教育課長が、平成26年度愛知県立高等学校入学者選抜を実施するにあたって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第16号議案 平成26年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について

竹下高等学校教育課長が、平成26年度愛知県立高等学校専攻科入学者選抜を実施するにあたって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

瀬戸窯業高等学校及び三谷水産高等学校においては、本科からの進学者と他校等からの進学者の状況はどのようなか。

(竹下高等学校教育課長)

瀬戸窯業高等学校においては、平成25年度、12人の入学者のうち3人が本科からの進学者であった。

三谷水産高等学校においては、平成25年度は13人が本科から進学している。

(豊島委員長)

最も年齢が高い者では、何歳くらいの入学生がいるのか。

(竹下高等学校教育課長)

入学生の年齢は把握していない。

三谷水産高等学校においては、水産に係る実技経験が求められ、他校等からの入学が困難であるため、本科からの入学者が占めることになるが、瀬戸窯業高等学校については、他校等からの入学、あるいは「学びなおし」を目的とする既卒者の入学もある。

なお、瀬戸窯業高校専攻科における企業からの推薦を受けた勤労者のための二日制については、働きながら学ぶことも可能であることから、地元企業からも募集について要望があるところである。

第17号議案 平成26年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

黒谷特別支援教育課長が、平成26年度愛知県立特別支援学校の幼稚部及び

高等部の入学者選考を実施するにあたって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐藤委員)

特別支援学校以外の学校では外国人の入学者が多くあるが、特別支援学校への入学はあるのか

(黒谷特別支援教育課長)

小中学校に在籍する外国人から希望があれば、選考の上で入学させている。

(岩月委員)

本県の特別支援学校の過大化が指摘されている状況において、児童生徒それぞれについてきめ細かい進路相談を行った上で募集計画の策定をしていることと思う。

今後の特別支援学校への入学希望者の長期的な状況は、どのような見込となっているのか。

(黒谷特別支援教育課長)

今後、盲学校、聾学校及び肢体不自由、病弱の養護学校については、微増微減を繰り返していくものと見込んでいる。知的障害の養護学校については、都市部近郊の学校を中心に若干増加をして高止まりするものと見込んでいる。

(岩月委員)

知的障害養護学校においては、今後も規模が大きくなることを見込まれるが、適正な規模についても検討し、中長期にわたって特別支援教育の充実が図られるように特別支援推進計画の策定を進めてもらいたい。

9 通信及び請願

請願第6号 「高校無償化」への所得制限を導入せず、維持・拡充をすすめることを求める請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員長)

国における現在の進捗状況はどのようなか。

また、給付型奨学金を含めた国の改革の全体像はどのようなか。

(永井財務施設課長)

高校授業料無償制に平成26年4月1日から所得制限を導入することについては、平成25年10月18日に閣議決定され、秋の国会に現行法の改正案が提出される。現在の国会の状況から考えると改正案が成立する可能性は高いものと考えられる。

国の改革の全体像については、高校授業料無償制に所得制限を導入することを財源として、給付型奨学金を創設し、私立高校の低中所得者への給付を増加させるものとなっている。

(岩月委員)

所得制限が在學生についても適用されると影響が大きいと思うがこの点はどうか。

また、所得制限の基準額が910万円になると報道されているが、その内容と所得制限を受ける世帯の割合はどのようなか。

(永井財務施設課長)

文部科学省の説明では、所得制限の制度改正は入学年度に基づき学年進行で行われるとのことであり、25年度在學生は、留年した場合も含め、授業料は不徴収のままである。

所得制限の基準については、両親、子ども2人の4人世帯の収入額合計が910万円以上の場合、国の就学支援金の対象としないとのことである。

なお、所得制限の影響を受ける世帯は、国による全国規模の試算では22%となっている。

(豊島委員)

授業料を徴収することに伴い、学校の事務量は増えるのか。

(永井財務施設課長)

生徒から授業料減免のための申請書及び所得証明書を提出してもらい、学校において減免手続きをすることになる。また、授業料を徴収するため口座振替等のための事務が発生することになり、そのための経費負担も発生することになる。なお、一部経費について国により措置されるとのことである。

(岩月委員)

給付型奨学金の内容はどのようなものか。

(永井財務施設課長)

給付型奨学金は年収250万円以下の者を対象としており、13万円、14万円程度の額を給付するものと聞いている。

(佐藤委員)

教育予算が非常に限られている現在の状況において、「どこに予算を使うか」という問題だと思う。本来的には現在の無償化が継続されることが最もよいことと思うが、それができない国の財政状況において、最も子どもたちのためになる予算の使い方がどのようなものなのかを考える必要がある。

現在、検討されている所得制限によって、全体の22%の者が授業料を負担するとのことであるが、厳しい経済環境にある子どもたちへの措置が継続されるのであるならば、教育予算全体をどのように使うかという観点から、所得制限を設けることもやむを得ないものと思われる。

(岩月委員)

私も現在の無償化が継続できることが最もよいことと思うが、910万円以上の収入を得る者が授業料を負担することによって、限られた教育予算の中で給付型奨学金が創設され、より困窮している者への支援が手厚くなることが期待できると思う。

今後とも国の検討状況を注視しながら、より適切に子どもたちが教育を受

けられる環境が整うよう尽力してもらいたい。

10 自由討議

なし

11 その他

- (1) 審議に先立ち、豊島委員長から委員の異動について紹介があり、10月21日付で委員に就任した松本委員からあいさつがあった。あいさつの後、事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 花井富士子氏から、請願第6号「高校無償化」への所得制限を導入せず、維持・拡充をすすめることを求める請願について、口頭陳情したい旨の申し出があり、豊島委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名